

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する
自己評価結果【令和5年度実績】

資料4-2

数値目標があるものは達成率
(◎:80%以上、○:60~79%、△:30~59%、×:29%以下)
達成率が出にくい場合、数値目標を設定していない場合は次の指標
(◎達成できた、○概ね達成できた、△達成はやや不十分、×全く達成できなかった)

施策番号	目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	R5年度(年度末実績)			担当課
			実施内容	自己評価	課題と対応策	
基本目標1 地域包括ケアの推進体制の強化						
1	地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実	<p>【事業概要】 高齢者やその家族が地域の身近な場所で相談ができるよう、地域包括支援センター・在宅介護支援センターを中心とした相談体制による支援を行います。また関係機関との連携を強化し、相談者に対して包括的・継続的な支援が可能となるような体制を構築します。</p> <p>【取組内容】 地域ごとの高齢者の状況を把握・分析し、相談対応が行えるよう、地域包括支援センターと地域の在宅介護支援センターが中心となり、関係機関との共通理解の中で高齢者への支援が可能となるよう、体制強化・連携体制づくりを進めます。</p>	<p>地域包括支援センター6ヶ所(直営1か所)・在宅介護支援センター3ヶ所の体制で、高齢者やその家族の相談に対応した。相談実人数 3,484人、延べ件数 8,005件。 相談協力員懇話会を開催し、支援が必要な地域住民に対する支援センターの紹介と、支援センターへの地域の高齢者に関する情報提供を依頼した。懇話会を市内13地区で開催。</p>	◎	<p>独居・高齢世帯の増加、認知症・虐待・経済的困窮等、相談内容が複雑かつ多様化しており、今後も相談支援体制の機能強化及び各センター及び関係機関との連携をさらに推進する必要がある</p>	【高齢支援課】
2	地域ケア会議の推進・活用	<p>【事業概要】 地域における多様なニーズの把握と社会資源等の把握、解決困難な問題や広域的な課題について検討し、今後の支援体制の整備につなげることを目的とした「地域ケア会議」を実施します。</p> <p>【取組内容】 地域ケア個別会議の体系を整理し、関係機関と連携して定期的に開催しながら、今後の支援体制づくりを進めます。また、地域ケア会議も地域課題に応じて随時実施していきます。</p>	<p>地域包括支援センター6ヶ所(直営1か所)・在宅介護支援センター3ヶ所の体制でケアマネジメントの質を高める・高齢者の実態把握と地域包括支援ネットワークの構築・地域課題の把握のために地域ケア会議を実施している。令和5年度実績:地域ケア会議開催回数97回そのうち地域ケア個別会議24回 地域ケア個別会議開催にあたってより効果的なケア会議を目指して検討会を各包括担当者がメンバーとなって開催している。</p>	○	<p>今後、地域ケア個別会議で挙げた地域課題の解決に向け、地域包括ケアネットワーク会議など地域ケア推進会議の開催など、地域課題解決に向けて取り組んでいく必要がある。</p>	【高齢支援課】
3	包括的・継続的ケアマネジメント	<p>・介護支援専門員の資質向上</p> <p>【事業概要】 自立に向けたケアプランを作成するために、介護支援専門員に対し事例検討やケアプラン作成等の研修を行います。また、介護保険関係の情報提供なども行います。</p> <p>【取組内容】 今後も引き続き研修や事例検討が実施でき、介護支援専門員の資質向上につながるよう支援を行っていきます。また、制度改正の内容についても、情報提供を実施することで、安心してケアマネジメントが実施できるようにしていきます。</p> <p>・包括的・継続的なケア体制の構築</p> <p>【事業概要】 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を送ることができるように、地域における関係機関との連携・協力体制の整備、介護支援専門員等へのケアマネジメント力向上の支援を行い、生活全体を「包括的・継続的」に支えられる体制を構築します。</p> <p>【取組内容】 現在の事業を継続しながら、医療機関や権利擁護等の専門機関との連携を行います。また、地域で支える仕組みづくりの中で、地域との連携体制を進めます。</p>	<p>ケアマネ部会の開催について、“ケアマネ同士の横のつながりを大切に、お互いにスキルアップしていきましょう！”をテーマとして、包括・居宅・施設ケアマネ対象に研修会を実施してケアマネジメントのスキルアップを図っている。 令和5年度実績:5回 主任介護支援専門員連絡会の開催について、“住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために地域づくり・人づくりを目指して～スーパービジョンによる人づくりの意識を高めよう～”をテーマとして、包括・居宅・施設の主任ケアマネ対象に人づくり地域づくりのための会議及び研修会を実施している。 令和5年度実績:6回</p>	○	<p>今後、介護支援専門員等の人材育成のためスーパービジョンの普及を主任介護支援専門員を中心に行いながら、利用者の自立に向けたケアプラン作成ができるよう取り組んでいく。</p>	【高齢支援課】 【介護保険課】
4	地域包括支援センター等の情報公開	<p>【事業概要】 高齢者や働く家族、遠方に住む家族などが、地域包括支援センター等の情報を入手しやすくするために情報公表に取組みます。</p> <p>【取組内容】 介護サービス情報公表システムを活用し、地域包括支援センターに関する情報公表を行います。</p>	<p>介護サービス情報公表システムに地域包括支援センターに関する情報を公表している。 また、市のホームページ上に地域包括支援センターの情報を掲載した。</p>	◎	<p>地域包括支援センターの知名度がまだ低いため、ポスターの配布や各包括で情報発信などに取り組む。 介護者の世代である若年者がアクセスしやすい媒体での周知も必要。</p>	【高齢支援課】
5	在宅医療・介護連携の推進	<p>【事業概要】 高齢者が住み慣れた地域で安心して、いつまでも自分らしく生活を送ることができるよう、地域における医療・介護・福祉サービスが切れ目なく提供できる体制づくりを目指して、関係者の相互連携を図ります。</p> <p>【取組内容】 在宅医療・介護の関係者による連携推進会議を実施し、課題把握及び情報共有・課題解決への協議等を行います。</p>	<p>・市民病院、在宅医療介護連携支援センター、高齢支援課、地域包括支援センターによる連携会議を3月に実施。</p>	○	<p>・市民病院、在宅医療介護連携センター、担当課での連携会議を開催しましたが、関係者が限定的なので、もう少し範囲を広げて情報共有を図れるように努めたい。</p>	【高齢支援課】

施策番号	目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	R5年度(年度末実績)			担当課
			実施内容	自己評価	課題と対応策	
6	在宅医療・介護関係者への相談支援	<p>【事業概要】 在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置し、地域の医療・介護関係者や地域包括支援センターから、在宅医療・介護連携に関する相談等を受け付けます。また、連携調整・情報提供等を行い、相談支援を実施します。</p> <p>【取組内容】 在宅医療・介護連携を支援する相談窓口として在宅医療・介護連携支援センターを設置し、相談支援を実施します。</p>	<p>・在宅医療・介護連携を支援する相談窓口として在宅医療・介護連携支援センターを設置し、相談支援を実施。 相談件数34件 主な相談内容 医療機関・訪問診療・往診に関すること 4件 訪問看護に関すること 13件 包括・居宅介護支援事業所に関すること 3件 介護サービスに関すること 5件 その他(医療処置、情報収集、同意書ほか) 9件</p>	○	<p>・関係機関の集まる会議の中で在宅医療・介護連携支援センターの活動について周知を行った。今後も関係機関に対して周知の機会を活用していく必要がある。</p>	【高齢支援課】
7	在宅医療・介護関係者への研修の支援	<p>【事業概要】 地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、医療・介護に係る専門職の研修や多職種でのグループワーク等による学習や研修の開催支援を行います。</p> <p>【取組内容】 医師会・歯科医師会・薬剤師会等と連携し、専門職向けの研修会や医療・介護関係者等の参加による多職種合同研修会を行います。</p>	<p>・医師会・歯科医師会・薬剤師会等と連携し、専門職向けの研修会や医療・介護関係者等の参加による多職種合同研修会(12月3日) 講師:小笠原内科岐阜在宅クリニックータルヘルスプランナー 木村久美子先生 ・介護事業所向けの在宅医療・介護連携支援センター研修会(3月8日) 講師:中津川市民病院緩和ケア認定看護師 曾我みゆき先生</p>	○	<p>・専門職向け多職種合同研修会を開催し、117名の方に参加していただきました。 たくさんの方に参加していただけるよう時期や周知、PRの仕方については検討する必要があります。</p>	【高齢支援課】
8	歯科医師会との連携、相談支援体制の推進	<p>【事業概要】 在宅歯科医療に関する相談窓口を設置し、市民や地域の医療・介護関係者からの在宅歯科医療に関する相談等を受け付けます。また、連携調整・情報提供等を行い、相談支援を実施します。</p> <p>【取組内容】 在宅歯科医療に関する相談窓口として、在宅歯科医療連携室を設置し、相談支援を行います。</p>	<p>・在宅歯科医療に関する相談窓口として、在宅歯科医療連携室を設置し、相談支援を実施 ・必要最低限の口腔ケアと口腔体操をテーマとした介護事業所向けの研修会を実施(10月26日) 講師:歯科医師 藤井健司先生、樋田貴文先生 ・連携室との関係により、県歯科医師会主催の研修等も紹介していただき関係事業所に研修の機会を共有することができた。</p>	○	<p>介護関係事業所への研修の機会等を通じて連携室の取り組みの周知に取り組んだ。今後も関係機関に対して周知の機会を活用していく必要がある。</p>	【高齢支援課】
9	地域医療体制の充実	<p>・信頼の医療と安心のケア・地域医療を担う医師の確保</p> <p>【事業概要】 地域住民が慣れ親しんだ場所で安心した生活を送ることができるよう、医療のみならず保健から福祉・介護・生活に至るまでのヘルスケアシステムを構築します。 名古屋大学大学院医学系研究科総合診療医学と連携して取り組めます。</p> <p>【取組内容】 1)公立診療所への医師派遣による地域医療の充実 ・民間医療機関が存在しない地域で医療を提供します。 ・在宅医療の推進、特色ある看護活動を目指します。 2)医師等の人材育成 ・地域医療を志す医療人及び将来の地域医療を担う人材を公立診療所において、積極的に育成・支援します。 ・具体的には医学生、総合診療専門医を目指す医師等の研修を実施します。 3)官学連携の共同事業 ・中津川市は高血圧及び脳血管疾患の有病率が高いため、「高血圧予防のための減塩プロジェクト」を名古屋大学と共同で実施します。 4)広報・啓発活動 ・地域医療ジャンボリーの開催 市民が自らの健康増進、地域包括ケアシステム等について考える参加型イベント(講演会、ワークショップ)を実施します。 ・ホームページ等による情報発信 地域総合医療センターの活動状況及び関連情報を、積極的かつタイムリーに全国へ発信します。</p>	<p>1)公立診療所への医師派遣による地域医療の充実 ・名古屋大学医学部付属病院総合診療科1名、藤田医科大学2名より地域総合医療センターに非常勤医師の派遣を受け、公立診療所で診療支援を行った。 ・令和4年度に引き続き自治医科大学卒業医師の継続派遣を受け蛭川診療所の診療を確保した。 ・民間の非常勤医師2名により、蛭川診療所では常勤医師のいない曜日の診療確保、川上診療所の診療日の確保を行った。 ・常勤医師1名の為、在宅支援診療は実施できていないが、引き続き訪問診療を行い、在宅患者への医療確保に努めた。 2)医師等の人材育成 ・愛知医科大学大学院の診療看護師(NP)コースの大学院生の研修を1名受入れた。 ・「メディカルキッズさかした2023」を開催し、小学6年生27名が国保坂下診療所にて医療体験を行った。 ・全国オープン地域医療実習を開催し、全国から医学生4名の参加があった。 3)官学連携の共同事業 ・名古屋大学と共同で実施している「阿木減塩プロジェクト」では春192人、秋194人が参加し評価検査を行った。 ・小中学校で減塩授業を行い、家庭へも減塩意識の普及に務めた。 ・地区で開催している介護予防教室にて減塩講座を開催。5地区66人が参加した。 ・夏休みを利用して親子減塩クッキングを開催し、3組が参加した。 ・乳幼児学級で減塩ミニ講座を開催し、4組の親子が参加した。 ・中津川市民病院腎臓内科部長西尾文利先生を講師に減塩講演会を開催し、120人が参加した。 ・JA阿木支店にて減塩商品ポップの継続。 ・減塩通信を4回発行した。 ・減塩商品が購入できるスーパー等掲載したマップを作成し、配布 4)広報・啓発活動 ・地域医療ジャンボリー(地域保健医療福祉講演会)を開催した。筑波大学医学医療系緩和医療学木澤義之教授を講師に約230人が参加した。講演会終了後、関係団体と講師とで座談会を開催。関係者29人が参加した。 ・ホームページにはセンターの活動状況やセンター通信(5回)を掲載した。 ・直診診療所のある阿木地区、川上地区及び蛭川地区へは、センター通信を診療所通信として全戸配布を行った。</p>	◎	<p>・常勤医師の確保は引き続き重要な課題であり、今後も名古屋大学、岐阜県、関係機関との連携を深めて医師確保に努めていきます。 ・将来の地域医療を担う人材育成のために引き続きメディカルキッズの開催や医学生等研修を受け入れていきます。 ・阿木地区減塩プロジェクトにより減塩への意識は高くなってきたが、長期的に減塩の工夫が実践できるように関係機関、地域と引き続き連携をとりながら進めていきます。</p>	【地域総合医療センター】

施策番号	目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	R5年度(年度末実績)			
			実施内容	自己評価	課題と対応策	
10	公立診療所と連携した地域包括ケアの推進強化	<p>【事業概要】 地域の健康問題や保健・医療・介護・福祉の現状把握や課題整理を行い、地域包括ケアを推進します。</p> <p>【取組内容】 関係機関と連携し、蛭川地区、阿木地区において地域包括ケアシステムをモデル的に構築します。具体的には保健・医療・介護・福祉に携わる多職種連携を強化するとともに、地域においてネットワーク活動に参画します。</p>	<p>・阿木地区ネットワーク活動では「地域で安心して住み続けるために地域の強みや課題を共有して、必要な手立てを創り出しましょう」をスローガンに事務局会議に2回参画した。</p> <p>・蛭川地区では地域包括ケアシステムの医療と福祉・介護の連携の一助として診療所と地域包括支援センター共催で「暮らしの保健室」の立ち上げ支援を行った(9回開催)。</p> <p>・川上診療所医師、看護師、地域包括支援センター、ケアマネジャー等多職種による連携会議に3回参画した。</p> <p>・各診療所においてそれぞれの地域の健康課題に対して健康講話を7回開催支援した。</p>	○	<p>・直診診療所と共に地域医療の視点で関係機関と連携を深めながら取り組みを進めていく必要があります。</p> <p>・地域包括ケアの一部を担う直診診療所を中心に暮らしの保健室の開催や介護予防教室等へ参画できるよう支援しながら地域活動に取り組む必要があります。</p>	【地域総合医療センター】
基本目標2 健康づくりを核とした高齢者の生きがいと介護予防の推進						
11	健康づくり活動の推進	<p>【事業概要】 市民みんなで参加する健康づくり事業「8万人のヘルスアップ」の取組みを推進します。</p> <p>【取組内容】 栄養バランス食である「けんばちくん弁当」等による健康づくりのPRを継続します。また、若年から健康づくりの実践ができるよう、運動教室・栄養相談、禁煙相談・アルコール相談を継続して開催するとともに、地域に出かけて、健康づくりの知識の普及や実践講習の機会をつくります。 こころの悩みを抱えたとき、相談できるように相談事業を継続します。また、健康づくり団体の地域活動を支援します。 広報などを利用し、健康情報を提供します。</p>	<p>【実施組内容】 健康なかつがわ21(第二次)に基づき健康増進事業を実施。 ウォーキングのきっかけづくりとして、アプリを活用した健康ウォーキング事業等を実施。又県の健康ポイント事業を活用し、健(検)診受診、運動や食事等自主的に健康づくりに取り組めるよう周知した。 減塩をテーマとした健康レシピ集を発刊し市内スーパー等に配布。又恵那保健所及び恵那市と共同で減塩マップを作成し医療機関等関係機関に配布し、減塩に関する普及啓発を行った。 臨床心理士による心のなんでも相談(月2回)実施。 禁煙電話相談(月1回)、アルコール電話相談(月1回)実施 健康推進委員会を開催し活動を支援した。 広報・ホームページを利用して、必要時健康情報を提供 阿木減塩プロジェクトで学校での授業を実施した。</p>	○	<p>・健康なかつがわ21(第二次)の最終評価において、健康寿命は延伸したものの、一部の指標、一部の性・年齢層で悪化している指標があるため、個人の行動と健康状態の改善し、生活習慣病予防や重症化予防に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>・健康づくりに関連する部局が複数にまたがるため、ライフステージに応じ、関係機関との連携を図りながら健康づくり施策をすすめていく。</p>	【健康医療課】
12	生活習慣病予防活動と重症化予防の推進	<p>【事業概要】 特定健診やがん検診の受診勧奨と、生活習慣病の発症及び重症化を予防するための生活習慣改善の支援を行います。</p> <p>【取組内容】 様々なライフスタイルに合わせた、受診しやすい健(検)診体制の整備に取組みます。 特定健診受診率(前年度比2%増)・特定保健指導実施率向上に努めます。 対象者を明確にし、生活改善のための保健指導・栄養指導を行い、生活習慣病の発症予防及び重症化予防に努めます。また、生活習慣病の発症予防・重症化予防のための出前講座を実施し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを医療機関と連携し取組みます。</p>	<p>【健康医療課】 健康なかつがわ21、保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づき、特定保健指導、その他保健指導、生活習慣病重症化予防のための取り組みを実施。 ・訪問、電話による健診受診勧奨の実施。 ・がん検診、特定健診受診勧奨チラシを作成し、窓口や母子保健事業等で配布。 ・重症化リスクの高い者に対する保健指導・栄養指導の実施や医療機関受診勧奨を実施。 ・医療機関と連携し、糖尿病性腎症重症化プログラムを実施。 ・出前講座の実施。 ・世界糖尿病デーに合わせ、にぎわいプラザを青くライトアップし、糖尿病の予防・治療・療養の啓発活動を実施した。 ・中津川・恵那CKD対策会議に参加し、恵那医師会をはじめ関係機関と新規透析者数を減らすための取組みを検討、実施。</p> <p>【市民保険課】 ・集団健診の土日の実施など受診しやすい体制整備を行った。 ・未受診者対策として個別通知、電話勧奨などを実施。またR1年度から実施している、治療中の方の検査結果を医療機関を通じて提供いただく情報提供事業を継続実施した。</p>	○	<p>【健康医療課】 ・特定健診受診率が低く、重症化予防対象者の抽出が不十分である。 ・効果的な保健指導・栄養指導が行えるよう保健指導従事者の力量形成のための研修会を定期的実施する。内容については市民保険課と検討を行う。 ・メタボリックシンドロームの該当者の割合が増加している。特に治療中者に多いため、医療機関と連携した保健指導・栄養指導の実施件数を増やしていく必要がある。医療機関を訪問し事業への協力依頼を行う。</p> <p>【市民保険課】 ・特定健診の受診率が県平均より低いため、対象者への周知方法について検討する。 ・情報提供事業について、事業が始まったR1年度から提供率が徐々に低下している。情報提供事業の内容が分かりづらいという声もあるため、より多くの方に結果を提供してもらえるよう案内方法を検討する。</p>	【市民保険課】 【健康医療課】
13	歯と口腔の健康づくりの推進	<p>・集団健診の土日の実施など受診しやすい体制整備を行った。</p>	<p>中津川市民の歯と口腔の健康づくり条例に基づき、歯科保健事業を実施。 ・口腔機能低下予防、歯周病予防に関する出前講座の実施。 ・若年からの歯周病予防のため、市内小学4年生、中学1年生に、歯科保健教育を実施。 ・歯周病の早期発見・早期治療のため、節目年齢の方(30・40・50・60・70歳)を対象に節目歯科健診を実施。 ・8020運動の推進と表彰の実施。</p>	○	<p>30歳でも半数が歯周病に罹患している状況であるため、引き続き、節目歯科健診を実施していき、対象者の検討も行っていく必要がある。</p>	【健康医療課】
14	予防接種の一部公費負担の実施	<p>・未受診者対策として個別通知、電話勧奨などを実施。またR1年度から実施している、治療中の方の検査結果を医療機関を通じて提供いただく情報提供事業を継続実施した。</p>	<p>インフルエンザや肺炎球菌による感染症の重症化予防の為、予防接種費用の一部公費負担を実施。</p>	○	<p>高齢者は感染症による重症化リスクが高い為、引き続き一部公費負担の継続と接種の為の周知を継続して行う。</p>	【健康医療課】

施策番号	目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	R5年度(年度末実績)			担当課
			実施内容	自己評価	課題と対応策	
15	老人クラブの活性化	・中津川・恵那地域糖尿病性腎症及び慢性腎臓病(CKD)重症化予防プログラム連携会議に参加し、糖尿病の重症化を予防するため糖尿病専門医を初めとする医療機関や薬局などの委員と特定健診受診率向上や糖尿病連携手帳の活用、医療連携体制の構築などに関する協議を行った。	・健康増進事業、文化活動事業、環境友愛活動における交付金の交付等、活動の支援を行い老人クラブ活動の活性化を図った。 ※新型コロナウイルス感染症が5類へと変更になったことにより、出来る範囲で実施可能な事業を各地区老連を中心に行っていた。また、連合会全体で行う事業は規模を縮小しての開催など事務局と検討しながら、徐々に活動を再開していった。 ○クラブ数:97クラブ ○会員数:6,345名	○	・老人クラブ運営のための補助金は単位老人クラブ、及び市老連へ交付。また、老人クラブ活性化事業の交付金として、文化活動事業、健康増進事業、環境友愛事業に対し交付金を支出し、事業の活性化を支援した。 今年度は徐々に事業を再開したが、規模を縮小しての開催を検討したため、中止となる事業に対するの交付金は減額した。今後は感染症対策のみではなく、現状に沿った事業展開を踏まえながら、積極的な活動を検討していく事が必要。 ・クラブ数、会員数についても例年減少傾向にあり、役員不足などが深刻化しているため、会員確保のための呼びかけなど対策が必要となっている。	【高齢支援課】
16	シルバー人材センターの活性化	【事業概要】 会員の能力活用・生きがいとして、臨時的かつ短期的な仕事や簡易な業務を一般家庭・企業・公共団体から引き受け、会員に提供します。 【取組内容】 シルバー人材センター事業計画を支援し、就業機会の確保・会員の増加・センターの体制整備についての支援を実施していきます。	高齢者雇用の安定を図るため労働者派遣事業に取り組んでいる。 会員向けの講習会を行うなどサービスの向上を図った。 会員の確保、就業の開拓当の拡充、発展を図るため、新事業の計画や普及啓発活動に取り組んでいる。	○	減少傾向にある会員数の対策について、令和6年度には新規事業を計画しており、高齢者が趣味を生きがいにできるような事業を行うことで会員数の増加を図る。また、新事業のための体制整備支援として補助金の交付額を増額した。	【高齢支援課】
17	高齢者ふれあいサロンの推進	【事業概要】 「高齢者ふれあいサロン」は、高齢者の閉じこもり予防・介護予防・健康増進・生きがいづくり・交流などを目的に、身近な集会所などに集まり、地域住民が自由に活動する事業です。 【取組内容】 市内15地区の地区社会福祉推進協議会などを中心に事業推進リーダーを育成します。主に小学校区単位よりも小地域で月1回以上開催し、高齢者が気軽に交流・健康づくりなどができる集いの場づくりを目指します。また、コロナ禍においても、安全でつながりを絶やさない取組みの提案・支援を目指します。	・地区社協共通事業「高齢者ふれあいサロン」への助成。 ・地域でふれあいサロンを開設する事業者に対して「地区社協サロンモデル事業助成金」を交付。 ・レクリエーション用品の貸出し。 ・ふれあいサロンへの福祉出前講座の講師派遣。 ・ふれあいサロン学習会の開催。 ・各地区第2層生活支援コーディネーターによる「サロン・集いの場調査」を実施し、各地区の高齢者の状況把握に努めながら、必要に応じて相談対応を行った。 また、新しく2件のサロン立ち上げが行われ、社協から助成金を行うと共に立ち上げに関する支援を行った。 各地区で休止していたサロンが徐々に再開された。コロナ禍を経て室内での開催が再開されない地域も形を変えて繋がりが途絶えないように開催している。	○	今後も、今まで休止していたサロンを再開するという動きがあるので、第2層生活支援コーディネーターや地区社協と連携し、サロン立ち上げや再開に向けた支援を行っていく。	【社会福祉協議会】
18	公民館講座の推進	【事業概要】 市内各公民館において、高齢者が健康で生きがいをもち、他者との交流がある生活を目指すために、趣味や健康・教養など、様々なことに挑戦できる場を提供します。 【取組内容】 今後も講座を継続し、将来は自主運営ができ、地域づくりにつながるサークル活動となるよう支援をしていきます。	・令和5年度は、公民館講座を市内各公民館において、179講座を開講。そのうち健康づくり講座を38講座、高齢者が対象の講座が13講座開講した。 健康づくり講座では、ヨガ、体幹トレーニング、有酸素運動講座など年代を問わずさまざまな方を対象とした講座を開講。高齢者を対象とした講座では、高齢者の交流づくりとなる講座、認知症予防講座、健康増進を目的とした講座など、高齢者の健康づくり、仲間づくりの場となる講座を開講した。	◎	ほとんどの地域で年齢を問わない健康づくり講座や高齢者向けの講座が開講されている。高齢者向け講座は、そのほとんどが定員以上の参加実績となっており、各地域で高齢者の健康づくり、仲間づくりの機会が図られたと考える。継続して実施できるよう周知を進めることが、今後の課題としてあげられる。	【生涯学習スポーツ課】
19	三世代交流の充実	【事業概要】 青少年健全育成事業の一環として三世代交流を各地域で実施し、地域コミュニティを醸成します。 【取組内容】 老人クラブと青少年育成団体(PTAや青少年育成推進員など)との連携を強化することで、「地域ぐるみでの子育て」が実践され、地域づくりの一つの基盤となるよう支援していきます。	・令和5年度は、各地域計画通りに清掃活動や、交流会など高齢者と子どもの交流イベントを開催し、三世代交流を実施することができた	○	幅広い地域で交流の場を創出することができた。少子高齢化が進む中で事業を継続して行っていけるよう、開催方法、周知方法の工夫・検討を行う必要がある。	【生涯学習スポーツ課】
20	小中学校での高齢者との交流の推進	【事業概要】 市内各小中学校で総合的な学習の時間や、授業参観・運動会などの学校行事・課外活動などを活用して、児童生徒と高齢者の交流を行います。 【取組内容】 地域の実態を踏まえながら方法等について考慮し、世代間交流を今までどおり継続します。	・市内28校の福祉推進校の活動として、19校の小中学校が高齢者に関わる福祉推進活動を実施した。令和5年度は新型コロナウイルスが5類に移行したため、高齢者福祉施設を訪問しての交流会等、高齢者の方と直接的な交流を実施する学校が増えた。 ・高齢者疑似体験と社会福祉協議会の方の講話 6校 ・高齢者福祉施設や地域の高齢者の方と作品や手紙による交流 5校 ・地域の総合文化祭や学習会等での高齢者との交流 3校 ・伝統文化の講師として地域の高齢者を招いた講座の開催 3校 ・避難所開設訓練での高齢者との交流 1校 ・地域の高齢者の方との花壇づくり 3校 ・高齢者福祉施設等へ花の寄せ植えプレゼント 2校 ・高齢者福祉施設の方との交流会 4校	○	新型コロナウイルスの5類に移行したことにより、高齢者の方と直接的な交流が行えるようになり、活動回数も増えた。地域の実態を踏まえながら、交流方法を考慮し、継続的な活動を実施していく。また、新たに高齢者との交流活動を実施する学校の増加を目指していく。	【学校教育課】

施策 番号	目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	R5年度(年度末実績)			担当課
			実施内容	自己 評価	課題と対応策	
21	児童館を通じた世代間交流の活性化	【事業概要】 児童館で、昔ながらの伝統行事を高齢者が講師となって教えたり、三世代が協力してイベントを行うなど、世代間の交流ができる機会を提供します。 【取組内容】 広報紙やホームページなどを利用し、世代間交流行事をPRします。また、地域の老人クラブなどとの連携を密にし、内容の充実を図ります。地域の実態を踏まえながら、方法等について考慮し、世代間交流を今までどおり継続します。	・お正月飾り「しめ縄作り」 参加者 大人13名、子ども6名 地域の高齢者が講師となり、伝統行事の継承として、小学生とその保護者、また地域の方でしめ縄作りを行いました。	△	・児童館の利用者数はコロナ禍前には及ばないものの、前年度から増加傾向にある。ただ、コロナ禍で開催できなかった行事を、以前のように行っても参加者が集まりにくくなっている現状もあり、特に世代間交流活動が難しくなっている。	【子ども家庭課】
22	社会福祉協議会による世代間交流事業の推進	【事業概要】 伝統文化の継承や様々な行事を通じて、子どもから高齢者までが交流する支援を行います。 【取組内容】 地域の学校・保育園・老人クラブ・自治会などに情報提供を行い、交流のための内容の検討や多くの方が集まるような働きかけを行います。また、地域内で各事業を推進・継続するリーダーの育成を行います。	福祉推進校事業で高齢者施設を訪問し、交流を図った。 地域で行う高齢者サロンに子どもも招き世代間交流を行った。また、子育てサロンは地域の高齢者の方が中心に運営されており良い交流の場となっている。 地区社協の配食では地域の園児や小学校、中学校の子どもが書いた手紙や絵手紙で交流を図っている。	○	○高齢者ふれあいサロンへ子どもたちに参加してもらったり、子育てサロンに年配の方にスタッフ参加してもらうなど、地区社協事業を通して世代間交流ができる企画を検討する。 ○世代関係なく気軽に集まることのできる場を各地域につくるように住民を対象とした研修会などを開催を検討する。 ○福祉推進校指定事業の本来の目的を再度共有しながら、児童・生徒の身近な地域でのつながり、「思いやりの心」の育成に努める。	【社会福祉協議会】
23	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	【事業概要】 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の計画において、介護・医療・健診情報を分析し、健康課題を把握することにより、高齢者を適切な医療や介護サービスにつなげるとともに、疾病予防・重症化予防を促進します。 【取組内容】 介護・医療・健診データを分析して地域の健康課題を把握します。また、データ分析の結果から具体的な健康課題を抱える高齢者を抽出し、必要な医療・介護サービスにつなげます。 更に、高齢者に対し、重症化予防等を行うための訪問や相談、通いの場等において医療専門職が健康教育・健康相談等を実施します。	【健康医療課】 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組計画・実績についての情報共有や取組内容の検討のため、ワーキングに参加した。 【市民保険課】 ・KDBや健診結果等を用いて高齢者の医療や介護に関する現状を分析し、低栄養、糖尿病重症化予防、高血圧重症化予防等の今後取り組むべき課題を明確にした。 ・健診受診者のうち、ハイリスクであった者に対して訪問等で指導を実施した。 ・通いの場に専門職が出向き、地域の課題に対応した健康教育や健康相談を実施した。またハイリスク者に対して、健診や医療の受診勧奨を行った。 【高齢支援課】 ・さわやか口腔健診受診者から口腔機能低下のリスクのある方を抽出し、事後教室の案内を送付。申込者10人に対し、多職種(歯科衛生士・保健師・栄養士)による結果説明、歯科保健指導、フレイル予防の学習を実施した。	○	健康医療課 ・地域の健康課題を解決するために、今後も関係課で定期的な健康課題の情報共有、取組内容の検討など実施する必要がある。 【市民保険課】 ・健診受診率が県平均より低く、ハイリスク者の早期発見が遅れてしまう危険がある。健診受診率向上のため受診券全体配布や、通いの場での受診勧奨を引き続き行う。 ○ ・受診券全件発送による健診受診者の増加により、マンパワーの不足による指導率の低下が危惧される。優先順位を設定することで支援が必要な人に専門職が関われる体制を整える。 【高齢支援課】 ・さわやか口腔機能健診事後教室の申込者が少ないため、より多くの口腔機能低下リスクのある対象者へ必要な指導が出来るよう指導方法を検討する必要がある。	【市民保険課】 【健康医療課】 【高齢支援課】 【介護保険課】
24	介護予防の体制づくり	【事業概要】 要介護認定の原因となるフレイル予防の必要性を啓発します。また、関係機関と連携をとり、介護予防を図ります。更に、地域介護予防活動支援として介護予防に関するボランティア等の人材育成や、地域活動の育成・支援を行います。 【取組内容】 要介護の原因となるフレイル予防の普及啓発を図ります。介護予防サポーター養成講座の開催や、フォローアップ研修・介護予防従事者研修会を開催します。 【指標】 介護予防サポーター新規養成者数(人) (実施目標) ・令和3年度10・令和4年度10・令和5年度10	介護予防サポーター養成講座5回 実人数16名 介護予防サポーターフォローアップ研修 3回 実人数 40名 介護予防従事者研修 3回 実人数 16名	◎	介護予防サポーター養成講座の受講者が年々減少傾向である課題から、R5年度より地区を絞り、また普段から高齢者との関わりがある代表者(サロン代表者等)へ案内をした結果、目標人数を超える結果となった。次年度についても地区を絞り、開催予定。	【高齢支援課】

施策 番号	目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	R5年度(年度末実績)			担当課
			実施内容	自己 評価	課題と対応策	
25	介護予防の推進	【事業概要】 高齢者の閉じこもりによる機能低下を予防するため、身近な地域で定期的に参加できる場として、「あんきなくらぶ事業」などを開催します。また、地域の実情に合わせて介護予防事業を実施します。 【取組内容】 実態把握訪問等から対象者を把握し、参加者の状況を踏まえて、今後多様な介護予防サービスの導入を検討し、体制を整えます。また、高齢者が身近で気軽に参加できる場として、地域で介護予防事業を展開していきます。 【指標】 あんきなくらぶ事業の教室数(教室) (実施目標) ・令和3年度 32・令和4年度 32・令和5年度 32	・コロナウイルス感染症が5類に変更になり、あんきなくらぶ事業を、1日開催に変更。 あんきなくらぶ 15地区31教室 参加実人数名 261名(延7,615名) ・介護予防教室 13地区 参加実人数 784名(延4,803名)	○	・コロナウイルス感染症が5類に変更になったが、参加者は横ばい状況である。地区により参加者に差があり、参加者が少ない地域について各支援センターに現状を確認し、対応策を検討していく。	【高齢支援課】
26	介護予防ケアマネジメントの充実	【事業概要】 生活機能低下により要介護状態となる恐れの高い方に対し、地域包括支援センターの職員が訪問しアセスメントを行い、必要に応じて日常生活の自立支援のためケアプランを作成します。 【取組内容】 相談や実態把握訪問から必要性が高い方を訪問し、アセスメントを行います。また、介護予防教室や個別指導を実施します。	総合事業対象者のケアプランの作成を各包括支援センターで令和4年度より始めています。令和6年3月末現在33名の認定者がありそのうち通所型サービスCなどの利用者23名の介護予防ケアマネジメント(ケアプラン作成)を行っています。	○	総合事業対象者へのケアプラン作成により利用者の自立支援につながるようにサービス担当者会議などで検討していきます。	【高齢支援課】
27	地域リハビリテーションの活動支援	【事業概要】 地域における介護予防の取組みを強化するために、地域ケア会議・住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等を派遣し支援します。 【取組内容】 理学療法士等を通いの場等へ派遣し、知識や技術の普及をします。理学療法士等による介護予防従事者へ知識・技術・情報の提供を実施し、介護予防の取組みを強化します。	・地域の通いの場へ理学療法士派遣事業 10回 ・介護予防従事者研修 1回(12/12)	○	理学療法士派遣事業の評価として、派遣後および派遣後数か月経過後にアンケートを実施。回答があった7箇所中2箇所は、サロンにて運動を継続的に行っていなかった。5箇所は継続的に運動を取り入れていたが、多くが派遣前より運動を継続的に行っていた箇所であった。そのため、次年度において普段より運動を取り入れていないサロンへの派遣、かつフォローとして1箇所につき2回派遣を行い、サロンでの介護予防の普及を行う。	【高齢支援課】
28	地域リハビリテーション提供体制の充実	【事業概要】 要介護(支援)者が必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築します。 【取組内容】 地域包括ケア「見える化」システムデータより、事業所数、利用率について全国・岐阜県・東濃他市の状況を比較し、本市の特徴を継続的に把握します。第8期計画期間中に分析を進め、第9期計画に必要な取組みを反映します。	・地域包括ケア「見える化」システムデータより、事業所数、利用率について全国・岐阜県・東濃他市の状況を比較を昨年を引き続き実施。通所リハビリテーションサービス、訪問リハビリテーションサービスともに、事業所数(認定者1万人あたり)は、全国平均、県平均を上回る状況であるが、実事業所数の増減は無い。 また、利用日(回)数については、全国平均を下回っており、必要とされるサービスが適切に提供できているか、疑問が残る検証結果となった。	○	・利用人数の伸び悩みについては、事業所の偏在が起因すると思われる。特に通所リハビリテーションサービス事業所については、市内の中心部に偏在し、周辺部のサービス提供事業所はほとんど無い状態。 ・9期計画における、事業所の開設希望(予定)調査において、新たなリハビリテーション事業所の開設要望もなく、当面この状況が続くと考えられるので、リハビリ重視の通所介護事業所や、総合事業(通所サービスC型)の代替サービスの事業所整備を図りたい。	【高齢支援課】 【介護保険課】
基本目標3 認知症予防対策・認知症高齢者施策の充実						
29	理解・啓発	【事業概要】 市民が認知症への理解を深め認知症の予防及び適切な対応ができるよう、啓発活動や講座・講演会を実施します。 【取組内容】 認知症講演会を実施し、認知症に対する知識の普及に努めるとともに、認知症を正しく理解し、接し方を学ぶ機会として、認知症サポーター養成講座の受講者を各地域・学校・職員等に広げていきます。認知症本人の視点を重視した啓発活動・情報発信に取組みます。また、相談先の周知活動を行います。	・高齢福祉フェアの開催 参加者数延185人 (ひとまちテラスにて介護保険課と合同開催。認知症に関する展示物、脳年齢チェック、その他掲示物、体操の体験など、認知症に関する周知啓発活動を行った。) ・認知症講演会の開催 1回 124人(高齢福祉フェアにて開催) ・認知症サポーター養成講座 20回 592人 一般の出前講座の申し込み、小学校、高等学校等などで認知症サポーター養成講座を実施。 認知症サポーターの活動の場としてチームオレンジを設置している。	○	・高齢福祉フェアにてより広くな周知していけるよう検討する。 ・コロナ禍以降、サポーターが活動しにくい状況であった。サポーターが活動しやすい場の設定として、チームオレンジの活動をより充実させていく。また、フォローアップ研修などについても実施していく。 ・認知症サポーター養成講座が前年度より減っている。学校関係では未実施の地域もある。また、若年層の参加が少ない状況があるため、若い世代への周知啓発のために、関係機関へのPRを行っていく。	【高齢支援課】

施策番号	目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	R5年度(年度末実績)			
			実施内容	自己評価	課題と対応策	
30	予防・早期発見	【事業概要】 認知症に関する相談ができることで、認知症の早期発見・治療、生活支援につなげられるよう体制を整えます。 【取組内容】 介護予防に資する通いの場で、予防に関する取組みを取り入れます。また、関係機関と連携し早期に相談・支援できる体制づくりに取組みます。 認知症初期集中支援チームによる事業の実施により、認知症の早期対応・早期受診への支援を行います。 【指標】 認知症サポーター養成者数(延べ)(人) (実施目標) ・令和3年度9,800・令和4年度10,000・令和5年度10,200	通いの場等において、認知症予防の知識の普及やコグニサイズを実施。 認知症サポーター養成者数 延べ11,423人 認知症初期集中支援チームを直営の地域包括支援センター内に設置し相談対応を実施 相談件数5件うち支援件数5件 (各地域の包括支援センター等と協同して支援し、チーム医にも相談し助言を得ている)	○	・通いの場、認知症サポーター養成講座を通して、認知症の知識と予防の普及に努めており、目標を達成できている状況である。今後も継続して実施していく必要がある。 ・支援の必要なケースについては対応することができている。 ・初期集中支援チームについて、地域包括支援センター、在宅介護支援センターの既存の相談支援体制の中で、対応できるケースが多く、対象者となるケースが少ない。連携強化を図り、チームとして支援できるような対応が必要であるとする。	【高齢支援課】
31	家族介護者への支援	【事業概要】 認知症の方を介護する家族の会を開催し、介護者同士の悩みを共有したり、情報交換や助言を行える場を、各地区地域包括支援センター及び在宅介護支援センターが中心となり提供します。 【取組内容】 認知症ケアパスを活用し、今後の支援の見通しを立てながら支援します。 介護者同士が支え合える場をつくります。(介護者家族の会・認知症カフェ等) 介護支援専門員等を通じ、参加しやすい環境を整えます。	・認知症家族の会 39回 地域包括支援センター、在宅介護支援センターを中心に実施 ・若年認知症家族の会 1回 ・ケアパスの見直しを行い数年ぶりに更新された。	○	・開催については、定期開催できており、前年度より開催回数は増加した。今後も市民への周知、PRについて検討していく必要がある。 ・若年認知症家族の会の所属者の高齢化、本人の介護度が進み施設入所になる等、状況が変化してきている。内容を見直し、市内広く周知していけるように検討していきたい。また、認知症本人も気軽に参加でき、意見できる場についても検討をしていく必要がある。	【高齢支援課】
32	認知症バリアフリーの推進	【事業概要】 認知症の方やその家族を地域で見守り、互いに支え合える仕組みづくりを支援します。 【取組内容】 地域支援ネットワーク会議を継続して実施していきます。 地域支え合いマップを作成し、地域の問題・課題解決に向けて市民自らが行えるように支援します。 関係機関と連携して見守り、捜索に関する体制づくりをします。 認知症の方や家族のニーズを把握し、ニーズに応じた支援の仕組みづくりを推進していきます。	・地域ケアネットワーク会議は7回実施。 ・地域支え合いマップ作りを2地区で実施。 ・中津川市認知症ままもりのわSOSネットワーク事業の実施。新規登録者数31人。	○	・個々の関わりの中からその人が関係機関や地域とつながりを持つように生活支援コーディネーター等連携しながら進めていく。 ・SOSネットワーク事業の登録者数が少ないため、市民や関係機関への周知が必要。	【高齢支援課】
33	若年性認知症の方への支援・社会参加支援	【事業概要】 若年性認知症の方やその家族に対して、支援ができる仕組みづくりを推進していきます。 【取組内容】 相談窓口の周知を行います。 介護者同士が支え合える場をつくります。 関係機関と連携して状態に応じた適切なサービスが提供できるよう、地域における支援体制の構築を図ります。	・認知症家族の会 39回 地域包括支援センター、在宅介護支援センターを中心に実施 ・若年認知症家族の会 1回	○	・開催については、定期開催できており、前年度より開催回数は増加した。今後も市民への周知、PRについて検討していく必要がある。 ・若年認知症家族の会の所属者の高齢化、本人の介護度が進み施設入所になる等、状況が変化してきている。内容を見直し、市内広く周知していけるように検討していきたい。また、認知症本人も気軽に参加でき、意見できる場についても検討をしていく必要がある。	【高齢支援課】

基本目標4 在宅支援の充実

34	配食サービスの充実	【事業概要】 身体的な理由で食材の購入・調理が困難な一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、高齢者と重度心身障がい者のみの世帯に対し、食の自立と安否確認を目的として食事の宅配を行います。 【取組内容】 アセスメントにより、必要と認められる方へ配食を行うことで、食事に係る負担を軽減し、在宅生活が維持できるように支援するとともに、安否確認を行います。	見守りが必要な高齢者等に、弁当を配達することで異常がないか安否確認を行い、また食材購入及び調理が困難な方に栄養バランスの取れた食事の提供を行った。 安否確認ができない場合は、緊急連絡先となるご家族や介護支援専門員と情報共有し、利用者の安否確認を行った。	○	・利用者の個別の状態変化に合わせた対応が必要になるため、在支・包括や委託業者、利用者ご家族やケアマネジャーなど、利用者を支援する関係各所と情報共有を行い対応していく必要がある。	【高齢支援課】
35	独居老人緊急通報システム事業の推進	【事業概要】 一人暮らし高齢者等の急病や、緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システムを設置します。対象者は心臓病等の現病歴のある方または、身体障害者手帳1級～3級の交付を受けた方です。 【取組内容】 対象となる方への緊急通報システム設置を行うとともに、耐用年数を超えている機器は計画的に新しい機器に随時更新していきます。また、消防署と連携して、運用についての課題を把握し解決を図ります。	・消防署を訪問し、緊急通報システムから通報があった際の対応や、システムの仕組みの聞き取りを行った。 ・消防より連絡があった利用者に関して、ケアマネージャー等に確認を取り、利用者状況の確認と情報共有を行った。(誤報と試験を除く) ・利用希望者に、対象要件を説明するとともに、利用希望者の現状を聞き取りながら相談対応した。 設置台数 201台	○	・一部利用者やその御家族と連絡がつかず、交換や撤去が未完了の案件がある。業者と情報共有しながら、交換作業を行っていく必要がある。また、関係各所と利用者情報を共有し、撤去が必要になる場合などの案内をしてもらえるよう依頼した。 ・緊急連絡先や、協力者の情報更新が必要。なるべく確実に連絡が取れるようにしていく必要がある。 ・固定電話を撤去することによる利用停止もあり、今後固定電話の利用が減る中での対応を考えていく必要がある。	【高齢支援課】

施策番号	目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	R5年度(年度末実績)			担当課
			実施内容	自己評価	課題と対応策	
36	『ふれあい通信』の発行	【事業概要】 一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者などの介護者に、福祉や生活に関する情報を提供するための情報紙「ふれあい通信」を発行します。 【取組内容】 中津川市内全域の対象者に対し、民生委員児童委員の協力を得て「ふれあい通信」を届けていきます。また、各地域の民生委員児童委員の協力を得ながら、地域内のお元気な高齢者を取材・掲載していきます。	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などを対象に年6回「ふれあい通信」を発行(1回につき3,500部)し、各地区の民生委員児童委員に協力いただき配布を継続した。 民生児童委員による要配慮高齢者の見守り活動につながった。 民生児童委員との連携を深める機会でもあり、他事業での協力体制強化にもつながった。 読者からのお便りコーナーを設け、高齢者の声を掲載するようになった。 介護者のつどいを開催し、悩みの共有やりフレッシュを行う。	○	・どのような情報提供が必要なのかを再考した紙面づくりの検討が求められる。 ・生活支援コーディネーターの各関係機関への周知と、連携強化を図り、高齢者の生活状況に応じた必要なサービスを提供していく。	【社会福祉協議会】
37	生きがいつくり支援	【事業概要】 趣味や健康維持、ボランティア活動等を通じた生きがいつくり活動の充実を図るため、支援を行います。 【取組内容】 市内全域の各地区社会福祉推進協議会にて取組みが展開されるよう連携し、必要に応じた情報提供や活動の提案等、取組みを検討している地区社会福祉推進協議会への支援を行います。	各地区社協の自主事業で、男性の料理教室等を通じて生きがいつくり活動の充実をはかるための支援を行った。 高齢者ふれあいサロンの取組みの中で、趣味活動ができたり畑づくりを行うなど、いきがいつくり活動につながるような独自の取組みを行う動きがあった。	◎	個人の得意分野や趣味活動を活かした地域での取り組みが出来るよう、地区社協、生活支援コーディネーターと情報共有しながら生きがいつくりを推進していく。 老人クラブ連合会と連携し、生きがいつくり活動の活性化を検討する。	【社会福祉協議会】
38	ふれあい食事交流の推進	【事業概要】 地域の見守り活動と安否確認を目的とし、一人暮らし高齢者を対象とした食事交流会、もしくは自宅への配食を行います。 【取組内容】 地域のクラブなどでの食事会の開催や、民生委員児童委員・地域福祉推進員などの協力による自宅への弁当配達などを、各地区社会福祉推進協議会で地域の実情にあった方法で実施していきます。また、各地区社会福祉推進協議会との情報共有・連携を密にし、実施状況や改善点等の把握に努めます。	一堂に会しての食事交流を行う地域は減ってしまいました。 それに代わり、見守りを兼ねた自宅への配食サービスや食事以外での形での交流を行った。 園児・児童・生徒を巻き込んで、手紙や絵を添えた弁当の配食につながった地区もあり、対象の高齢者に喜んでいただけたと共に、心の負担軽減につながった。	○	年々ひとり暮らし高齢者の人数が増加しており、費用が増加するため、対象年齢を上げて実施する地域もある。時代やニーズに合った事業を検討していく。 食事以外でも交流できる方法も検討する。 児童・生徒を巻き込んだ取り組みの継続。	【社会福祉協議会】
39	おむつ等購入費助成事業の推進	【事業概要】 市民税非課税世帯で要介護3・4・5と認定された在宅の方に対して、おむつ購入費を助成します。 【取組内容】 おむつ等を利用している在宅要介護者にとって、おむつ用品は毎日の生活に欠かせないものです。特に低所得者の経済的負担を軽減するため購入費を助成します。	要介護度3以上で非課税世帯、かつ在宅で生活されている方に対して申請書を送付。窓口に来られた際に再度在宅状況を確認しおむつ券を発券した。 利用者 253名	○	・在宅情報の確認や要介護度の最新情報を漏れなく抽出するなど、情報共有や情報の精査を今後も徹底していく。 ・利用者のニーズや生活状況に合わせた、対象物品の検討が必要。 ・対象が増える傾向にあり、同姓同名の方への対応など適正に処理するための対策が必要。おむつ利用券に地区を記入する方法を導入したが、今後の状況に合わせて柔軟に対応する必要がある。	【高齢支援課】
40	車イス等の貸し出し	【事業概要】 車イスなどの一時的な貸し出しを行います。 【取組内容】 介護保険制度を優先しつつ貸し出しを行っています。利用対象の把握をしっかりと行い、引き続き柔軟で適正なサービス提供を行います。	市民全般を対象に通院やお出かけなどの際に利用をいただいた。年間利用件数…94件 安心して車イスを利用していただくため、整備を行った。	○	制度の存在を知らない方や、介護保険や身体障害者福祉制度との使い分けについて、理解が進んでいないように思われるので、制度の説明を含め積極的な周知を図り、利用の促進につなげたい。	【社会福祉協議会】
41	有料老人ホームの質の確保	【事業概要】 県より有料老人ホームの設置届の受理等について、権限移譲を受けています。有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置・運営状況の把握を行い、必要に応じて指導を行うとともに、未届有料老人ホーム等を把握した場合は、関係法令等に沿った届出を行うよう指導します。 【取組内容】 新規の設置届出について適切な受理等処理を行うとともに、届出のあった有料老人ホーム等の運営状況を把握し、必要に応じて調査及び指導を実施します。また、未届けの有料老人ホーム等に該当する施設の有無について情報収集を図ります。	有料老人ホーム4件、サービス付き高齢者向け住宅3件について、施設における変更届や施設内での事故等が発生した場合には、速やかに報告を行うように依頼し、事案に対する指導を行った。	△	さらに細かい調査と指導ができるよう施設と連絡を取り合い、状況把握を行う必要がある。	【高齢支援課】 【介護保険課】

施策番号	目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	R5年度(年度末実績)			担当課
			実施内容	自己評価	課題と対応策	
42	要介護状態に応じた介護保険サービスの提供	<p>【事業概要】 要介護、要支援認定者に対し、それぞれに必要な介護保険サービスを提供します。</p> <p>1) 居宅サービス・介護予防サービス 1. 訪問介護 2. 訪問入浴介護 3. 訪問看護 4. 訪問リハビリテーション 5. 居宅療養管理指導 6. 通所介護 7. 通所リハビリテーション 8. 短期入所生活介護 9. 短期入所療養介護 10. 福祉用具貸与 11. 特定福祉用具購入費 12. 住宅改修費 13. 特定施設入居者生活介護 14. 居宅介護支援・介護予防支援</p> <p>2) 地域密着型サービス※市内に事業所のあるサービスのみ掲載 1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2. 認知症対応型通所介護 3. 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 4. 地域密着型通所介護 5. 小規模多機能型居宅介護</p> <p>3) 施設サービス 1. 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 2. 介護老人保健施設(老人保健施設) 3. 介護療養型医療施設 4. 介護医療院</p>	実績は資料4-3Iに記載		<p>県平均や全国平均と比較して、大きく異なるサービスについては、サービスが過少、過多となっている可能性がある。著しく過多となっているサービスは存在しないが、通所リハビリテーションについては、給付月額ベースで、全国、県平均と比較して、7割未満、訪問介護については、給付月額ベースで、全国、県平均と比較して、7割未満と供給不足が懸念される。</p> <p>ニーズが無くて、実績が伸び悩むのか。必要とされているサービスの供給能力が乏しいのか、分析を進める必要がある。</p>	【介護保険課】
43	要介護者の移送サービス事業の推進	<p>【事業概要】 家庭において移送することが困難な要介護高齢者及び重度身体障がい者に対して、医療機関への入退院、通院の際の移送を支援します。</p> <p>【取組内容】 歩行が困難で車いす等が必要なため、家庭において移送することが困難な要介護高齢者及び重度身体障がい者に対し、医療機関への入退院・通院等の負担の軽減のため、福祉車両による移送を行います。</p>	家庭において入退院・通院の移送が困難な方に福祉車両による移送を支援し、本人や家族の負担軽減を図った。 利用人数:120名 延べ利用回数:1,121回	○	<p>利用者の速やかな手続きと利便性の向上のために、総合事務所含む受付窓口の業務把握や、委託先業者との連携を強化していく必要がある。</p>	【高齢支援課】
44	移動手段の確保	<p>【事業概要】 路線バスやタクシーなどの交通事業者と連携し、効率的で持続可能な公共交通網を確保します。</p> <p>【取組内容】 市内9地区でコミュニティバスの運行を継続します。コミュニティバスは地域に合った利便性の高いルートや時刻となるよう、適時見直しを実施します。また、タクシー事業者と連携し、タクシーを活用したおでかけを推進します。</p>	市内9地区のコミュニティバスを運行し、委託先や利用者、地元の意見を伺い、利便性の向上のため路線や時刻の改編を行った。 R5年度は、神坂地区のコミュニティバスの改編を行った。 また、落合地区ではR6年度での改編に向けて、コミュニティバス試乗会の実施、検討会議での議論を経て改正運行案を取りまとめた。	○	<p>・利用率の低い路線や地域がある。 ・地域、運行業者、市が一体となり、より利便性が高いサービスとなるよう路線や時刻の見直しを継続する。 ・民間交通事業者の路線、サービスとうまく接続し、一体となった公共交通網を形成し維持していくことが、市の負担を増大させないためにも必要となる。</p>	【定住推進課】
45	介護者慰労金支給事業	<p>【事業概要】 要介護4・5と認定された高齢者の介護者(介護サービス未利用者、市民税非課税世帯)に対して、介護者慰労金を支給します。</p> <p>【取組内容】 寝たきり高齢者を在宅介護している家族介護者の労をねぎらい、少しでも長く、住みなれた自宅での介護が維持できるように慰労金を支給します。</p>	要介護4以上の非課税世帯で、介護保険サービス未利用の在宅生活の方に対し申請書を発送した。また、申請時に在宅状況の再確認と、介護者の課税状況を確認し、対応した。 支給者 上半期 0名 下半期 0名	◎	<p>・在宅状況、課税状況の確認を行い、適切な処理を行った。 令和5年度の支給者が0名であり、今後検討が必要である。</p>	【高齢支援課】
46	家族介護者の交流の実施	<p>【事業概要】 家族介護者の心労を和らげることを目的に、当事者同士の交流や高齢者介護に関する情報提供を行います。</p> <p>【取組内容】 先行して実施している地区社会福祉推進協議会の具体的な内容を把握し、他の地区社会福祉推進協議会へ提案します。また、高齢者介護に関する情報提供の充実に努めます。</p>	「介護者の集い」を、地区社協事業として、要介護者家族を対象に開催した。(加子母、付知、福岡、蛭川) 介護者同士の交流、介護に関する情報提供を行い日頃の介護疲れへの慰労と介護への不安解消の一助となった。	○	<p>今後も各地域包括支援センター、在宅介護支援センターと連携を行い、要介護者支援を行っていく。</p>	【社会福祉協議会】

施策番号	目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	R5年度(年度末実績)			
			実施内容	自己評価	課題と対応策	
47	福祉相談所、相談窓口の設置	【事業概要】 心配ごと相談所や福祉の法律相談所を開設し、地域住民の生活に関する悩みや福祉に関する法律についての相談に応じます。また、社会福祉協議会窓口や電話での相談を随時行います。 【取組内容】 心配ごと相談所は民生委員児童委員などが相談員となり月に2回開設し、福祉の法律相談所は法テラスの弁護士が相談員となり、月に1回開設します。また、窓口や電話では、社会福祉士などの福祉専門職員が相談に応じます。	毎月1回、心配ごと相談所を開設し、高齢者の生活上の悩み事に関する相談を受けた。年間利用件数…9件 毎月1回、法テラスの協力により福祉の相談窓口を解説し、生活困窮者等に対して法律に関する相談に対応した。年間利用件数…8件 常時、社会福祉協議会と北部地域包括支援センターの窓口や電話により相談に対応した。	◎	心配ごと相談へ来た方について、相談内容に応じて生活困窮者自立支援事業や法テラス等と連携し、対応することができた。 様々な方法で相談窓口の広報が必要である。	【社会福祉協議会】
48	ファミリー・サポート・センター事業の活用	【事業概要】 仕事と家庭の両立及び子育て家庭への支援のため、互助活動として育児や介護の支援を行います。 【取組内容】 育児や介護の支援のため、ファミリー・サポート・センター事業の役割や仕組みの周知を行い、事業の一層の推進を図ります。また、より密接な支援を実施するために、専門知識を有する担当課等と連携して、事業の推進を図ります。	・子育て支援や高齢者支援を行うことで、子育て世帯の仕事と家庭の両立のための支援を行いました。 子育て支援:活動件数 95件 高齢者支援:活動件数 1,383件	△	・高齢者と子育て世代が同居する家庭が減り、高齢者支援を行うことが子育て世帯への支援ではなくなっている。 高齢者支援の需要は高く、必要性も見込まれる。子育て世帯への支援とは切り離し、事業を展開する必要があるため、令和6年度から子育て支援、高齢者支援の担当課を分けて取り組むこととした。	【子ども家庭課】
49	在宅高齢者の実態把握と見守りの実施	(高齢支援課) 【事業概要】 地域の要援護高齢者の状況を把握し、必要な支援につなげるとともに、地域の中での見守りの体制を支援します。 【取組内容】 地域包括支援センター・在宅介護支援センターによる実態把握訪問を継続し、地域の要援護者の状況を把握していくとともに、民生委員児童委員や地域住民と協力して要援護者の見守りを行います。また、民間事業所との高齢者等見守り協定を継続し、連携による見守りを行います。 (社会福祉協議会) 【事業概要】 「地域生活あんしん事業」や「一人暮らし高齢者配食サービス事業」を実施し、高齢者世帯の見守りや安否確認のための訪問活動を行います。また、閉じこもり防止や介護予防のための「ふれあいサロン」や「食事交流」の支援を行います。 【取組内容】 「地域生活あんしん事業」では、一人暮らし高齢者を対象に緊急時の個人情報などがわかるように、地区社会福祉推進協議会と民生委員児童委員協議会連合会の協力により「命のバトン」を配置します。 「一人暮らし高齢者配食サービス」では、各地域の地域福祉推進員などにより弁当づくりや配達を行い、安否確認と声かけを行います。	【高齢支援課】 (実態把握訪問) 高齢者世帯や高齢独居者を中心に地域の高齢者の心身の状況や家庭環境などについて実態把握をするために訪問を行った。また、民生委員や地域住民等との連携により早期対応に取り組んだ。実態把握訪問 延べ2,713件。 (見守り協定) 「高齢者等見守り活動に関する協定」を令和4年度に新たに1事業所と締結し、協定締結事業所数が令和5年度末で累計20事業所となった。 【社会福祉協議会】 ・「地域生活あんしん事業」では、ひとり暮らし高齢者を対象に緊急時の個人情報などがわかるように、地区社協と民生委員児童委員協議会連合会の協力により「命のバトン」を配置を行った。また、市内全域で民生委員児童委員が高齢者宅を訪問し年に1回の情報用紙の更新を行った。 ・地区社協による「ひとり暮らし高齢者配食サービス」では、各地域の地域福祉推進員などによる弁当づくりや配達を行い、安否確認と声かけを行うための支援を行った。 ・地域福祉推進員研修会等を通して、地域への見守りの強化を行った。	◎	【高齢支援課】 ・独居や高齢者のみの世帯については定期的な状態把握ができていたが、若年者との同居世帯についても把握が必要なケースが増えており、関係機関との連携による見守りを進める必要がある。	【高齢支援課】 【社会福祉協議会】
50	ボランティア人材の育成と活動のコーディネートの推進	【事業概要】 地域住民の福祉ボランティアへの理解を深めることを目的に、福祉ボランティア活動に関する養成講座・研修会等を開催し、思いやりの心を育てるための福祉教育・福祉ボランティア育成の取組みを行います。また、市内の地域福祉の充実のためのニーズ把握を行い、ボランティアコーディネートを促進します。 【取組内容】 ボランティア養成事業を企画・開催します。また、福祉に関するボランティアの連絡調整や相談助言、福祉ボランティア情報の収集及び提供、福祉ボランティア養成講座・研修の企画・運営、福祉ボランティア講師派遣、登録ボランティア団体への支援、ボランティア保険加入手続きなどを行います。	○福祉ボランティアに関する相談。 年間利用件数…75件(活動希望者)、19件(募集相談) ○ボランティア団体同士の情報交換を行うためのボランティア交流会を実施。(12/2開催 参加:43人) ○ボランティア団体の高齢化による活動休止やボランティアの減少などをふせぐため、オンラインによる中学生向けボランティア講座の開催や福祉出前講座を実施した。 また、大学の授業の中で社会貢献活動に関する講義などを行い、地域の高齢者などを支援する大学生のボランティア養成を行った。 (延開催数…小学校30回、中学校6回、高校12回、大学8回) ○東、南、西在宅介護支援センターと協働により、「サロン学習会」を開催した。(1/22開催 参加:59人)	○	ボランティアセンターについての周知と広報を行うとともに連絡調整、機能強化を図り、支え合い・助け合いの地域づくりを推進していく。 ボランティアの継続性を図るため、新規ボランティア団体設立のための支援や働く世代向け、学校と連携し、学生向けのボランティア講座を行い、新たな地域の担い手づくりを行う必要がある。	【社会福祉協議会】
51	地域の担い手の養成	【事業概要】 地域福祉担当職員や包括支援センター、民生委員児童委員、地域住民、ボランティア、地区社会福祉推進協議会などと連携しながら、在宅高齢者の生活を支える人の育成を行います。 【取組内容】 地域福祉推進員などを対象に、地域の見守り対策などを行う人を育成する研修などを行います。	○「傾聴講座」を開催し、コロナにより閉じこもりがちの高齢者への話し相手となるボランティア養成を目的に傾聴の基本的な知識や技術を学んでいただいた。 (1/31開催、参加者48人) ○「地域支え合い講演会」を開催し、地域でのちょっとした困りごとについて、地域で助け合うことができる担い手づくりを目的とした講演会を開催した。 (11/21開催、参加者25人)	○	生活支援コーディネーターと連携し、小地域の中での高齢者の生活におけるちょっとした困りごとを支えるグループの設立支援や、小地域ごとでの担い手養成のための働きかけを行う必要がある。	【社会福祉協議会】

施策 番号	目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	R5年度(年度末実績)			
			実施内容	自己 評価	課題と対応策	担当課
52	生活支援コーディネーターの配置	【事業概要】 高齢者の生活支援・介護予防の体制整備を推進していくことを目的とし、地域において関係者のネットワークや既存の取組み・組織等も活用しながら、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組みを推進するコーディネーターとしての「生活支援サービスコーディネーター」を配置します。 【取組内容】 第1層(市内全域担当)及び第2層(地域担当)の生活支援コーディネーターを配置し、地域ごとの高齢者への生活支援等についての把握及び担い手養成等の支援を行います。	市内全域を担当する第1層生活支援コーディネーター及び市内15地区に地区を担当する第2層生活支援コーディネーターを配置し活動。 今年度は地域包括・在宅介護支援センターと連絡会議を実施し、個別のケースの支援から地域資源の発掘・開発に取り組んだ。 また、ケアマネジャーとの交流会を実施し、課題抽出に努めた。	○	・生活支援コーディネーターは地域課題を抽出し地域住民と共に課題解決に向けた活動を行っているが、まだ課題解決につながったケースは少ない。また、関係機関と連携しながら地域資源の開発に取り組む必要がある。	【高齢支援課】
53	協議体の設置	【事業概要】 各地域における生活支援コーディネーターと地域関係者等が参画し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働によるサービスや資源開発等を推進する中核となるネットワークとして、「協議体」を設置します。 【取組内容】 地域ごとに生活支援コーディネーターを中心とした協議体を設置し、地域関係者等との情報共有・連携体制づくりを進めます。	市内全域を担当する第1層生活支援コーディネーター及び市内15地区に地区を担当する第2層生活支援コーディネーターを配置し、第1層・第2層の協議体を設置している。今年度は15地区全てで第2層協議体会議を開催し、地域課題及び支援方法について検討した。	○	・生活支援コーディネーターが協議体会議を行い、地域課題の共有が出来た。 ・生活支援コーディネーターを中心に課題解決に向けた活動を実践する必要がある。	【高齢支援課】
54	災害時の要配慮者対策の推進	【事業概要】 災害に備えて、自主防災会長が中心となり各地区の避難行動要支援者の把握を行い、避難体制を整備します。 【取組内容】 中津川市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、避難行動要支援者名簿の開示同意や、避難行動要支援者の迅速かつ安全な避難を図るための個別計画の作成の支援を行います	・避難行動要支援者支援計画及び避難行動要支援者制度の見直し ・個別避難計画作成推進のための説明会の実施 ・避難行動要支援者名簿更新(9月・3月) ・個別避難計画作成数52件	△	・避難行動要支援者支援計画では、要支援者名簿作成業務を高年齢支援課、個別避難計画作成業務を防災安全課が行うと定めているが、名簿の性質上福祉部局間での連携が必要不可欠であり、個別避難計画作成においても、ケアマネジャーや社会福祉協議会等、福祉関係団体の参画が必要。今後連携会議や各課で要支援者支援に係る業務のフローを作成する。	【防災安全課】
55	木造住宅の耐震診断と耐震補強支援事業の推進	【事業概要】 高齢者が地震災害に強く、安心して暮らせる住まいづくりを支援します。昭和56年(1981年)5月以前に建てられた木造住宅は耐震性が低く、大規模な地震が発生したときに倒壊する危険性があります。地震から生命・財産を守るため住宅の耐震診断の受診が無料で受けられる他、診断の結果、倒壊の危険があると判定された住宅には、耐震補強工事に要する費用の一部を補助します。 【取組内容】 上記の他、単独で行う耐震シェルターの設置や、耐震ベットの設置等に要する費用の一部を補助し、地震災害時の要介護の方の安全の確保を図ります。	・無料耐震診断26件、住宅の耐震補強工事の補助6件、住宅リフォーム補助6件実施。耐震シェルターについては1件実施。	△	啓発は継続的にを行い、戸別訪問(ローラー作戦)等も実施したが、診断件数は伸ばすことは出来なかった。補強は微増であるが、建物所有者の改修意欲が高まらないと実施は難しい。 ・ホームページや広報、出前講座、相談会などでの啓発活動も行っているが、大幅には改修件数は伸びていない。 ・今後もひとまちテラスでの相談も行き、粘り強く啓発活動を実施する。	【建築管理室】
56	災害時の支援体制の整備	【事業概要】 災害時の対応として、災害ボランティアセンター運営について、市と協議を行い、支援できる体制整備を行います。 【取組内容】 日常的な活動やつながりを活かして、地域の関係者との協働や、ボランティアをはじめとした様々な活動団体と連携ができる体制づくりを行います。	○災害ボランティアリーダー講座を開催し、高齢者や障がい者など、配慮が必要な方へのボランティア活動についてをテーマに講演会を行った。また、その講座に参加したボランティアや区長、民生委員などにより、こうした人に対してできる支援について意見交換を行った。 ○地区社協の取り組みの一つとして、要配慮者見守りマップを作成し、災害が発生した時の安否確認などの役割分担を地域住民の中で検討を行った。	○	・毎年定期的に災害ボランティアリーダー講座を開催し、高齢者などの配慮が必要な方への支援について考える機会を持つようにする。 ・すべての地区で、要配慮者見守りマップづくりの取り組みができていないので、すべての地区でできるように働きかけを行う。	【社会福祉協議会】

施策番号	目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	R5年度(年度末実績)			
			実施内容	自己評価	課題と対応策	
57	感染症対策に係る体制整備	<p>【事業概要】 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症対策に係る体制整備を進めます。</p> <p>【取組内容】 国・県等と連携し、関係機関に対する感染症対策についての情報提供や周知啓発を迅速に行います。また、感染症予防のための予防接種体制を整えるとともに、感染症予防についての普及啓発を行います。更に、災害時の避難所での感染症対策として、個人備蓄を補完するためのマスクや消毒液等の必要な物資の備蓄や、密にならない避難所運営を行います。</p>	<p>【健康医療課】 国・県等からの情報をもとに、関係機関や市民に対し感染症対策に関する情報提供や周知啓発を行った。高齢者や高齢者施設入所者が感染症予防の為に予防接種が円滑に受けられるよう、関係機関との連携の元体制構築を行なった。</p> <p>【防災安全課】 ・R2～R3年度に、災害時の避難所での感染症対策として、個人備蓄を補完するためのマスクや消毒液等の必要な物資の備蓄を完了した。 ・避難所が密にならないよう、分散避難や避難所に来る際のコロナ対策の徹底を広報紙などで呼びかけるとともに、パーテーションを活用した密にならない避難所運営を行った。</p>	◎	<p>【健康医療課】 感染症予防対策は継続的に実施する必要がある、引き続き関係機関や市民に対し感染症予防に関する周知啓発を行うと共に、予防接種が円滑に受けられるよう関係機関との連携及び体制構築を維持していく。</p> <p>【防災安全課】 ・避難所内での感染症対策については、地域防災計画及び避難所開設・運営マニュアルに記載済み。</p>	<p>【健康医療課】 【防災安全課】 【介護保険課】</p>
58	火災予防に関する普及啓発を推進	<p>【事業概要】 災害時や避難時に備え、日ごろから防火に対する意識の習慣付けや、住宅用火災警報器の設置啓発を推進します。</p> <p>【取組内容】 火災予防を推進するため、住宅用火災警報器の設置、及び設置後の維持管理等の周知啓発を行います。また、防火に対する意識の向上のため要望があれば地域での出前講座の実施等、防火・防災に関する広報、普及啓発を行います。</p>	<p>・チラシの配布(介護訪問先) ・出前講座の実績なし ・イベント(六斎市、軽トラ市、もりの市)での啓発活動及び住警器アンケートの実施 ・各地区広報誌による啓発</p>	◎	<p>・各地域のイベントでの予防啓発活動は、実際に火災予防等のリーフレットを配布しながら直接火災予防啓発ができるといった良い点もあるが、住警器アンケートでは、イベントや地域によってアンケートの数が偏ってしまうことがある。ネットワークの活用で回答率を上げる。</p>	【消防本部予防課】
59	成年後見制度の普及啓発・利用支援	<p>【事業概要】 認知症などにより判断能力が十分でなく、日常生活が困難になってきた高齢者が成年後見制度を円滑に利用できるよう、普及啓発・利用支援を行います。</p> <p>【取組内容】 東濃5市と連携し東濃権利擁護センター(仮称)を設置し、権利擁護支援の中核機関として地域連携ネットワークの構築に取り組んでいきます。また、成年後見制度利用にあたり、必要となる経費の負担が困難な方に対する支援として、成年後見制度利用支援事業を行います。</p>	<p>・成年後見中核機関として、令和3年度に東濃5市共同で東濃権利擁護センターを設置。成年後見制度についての相談・支援や関係機関との調整等を行っている。 相談件数 161件 ・成年後見センター巡回相談のチラシの作成、ホームページ掲載、関係者への紹介等を行い制度の普及啓発を行った。 成年後見制度巡回相談の開催 2回 ・成年後見制度市長申立 3件 ・成年後見制度利用支援事業 申立費用助成 1件 報酬費用助成 22件</p>	○	<p>・巡回相談の利用件数が少ないため周知範囲を広げるなどして、制度の普及や利用につなげていく必要がある。 ・成年後見制度自体の普及啓発。 ・中核機関である権利擁護センターの普及啓発。 ・成年後見制度を利用するにあたり必要となる経費の負担が困難な方に対する支援として、利用支援事業の普及啓発。</p>	【高齢支援課】
60	高齢者虐待防止の推進	<p>【事業概要】 高齢者虐待防止についての啓発、また実態の早期発見・早期対応を行い、高齢者虐待を防止します。</p> <p>【取組内容】 虐待対応について関係機関が連携して迅速に対応できるよう、関係機関とのネットワーク機能を充実します。また、介護支援専門員やデイサービスの職員など、直接利用者や家族介護者に関わる関係者が、虐待の理解、通報の義務、ケースの対応方法等について学ぶ機会をつくり、虐待の早期発見・早期対応ができるようにします。</p>	<p>・関係機関とのネットワーク会議を開催、高齢者虐待防止ネットワークの構築により連携協力体制を図った。 高齢者虐待防止ネットワークの構築により連携協力体制を図った。 ・高齢者虐待防止研修会 2回開催 170名 ・高齢者虐待防止講演会 1回開催124名</p>	○	<p>・関係機関とのネットワーク会議、高齢者虐待防止研修会、認知症ケア研修会、高齢者虐待防止講演会を開催し、連携協力体制を図り、高齢者虐待の対応について学ぶことができた。 ・高齢者虐待の背景の複雑化や虐待件数の増加に対応できるよう、関係機関との連携や役割分担が必要である。</p>	【高齢支援課】
61	日常生活自立支援事業の利用推進	<p>【事業概要】 判断能力に不安のある高齢者等に対し、福祉サービスの利用援助・日常金銭管理サービス等の援助を行います。</p> <p>【取組内容】 事業のPRを行い、対象者の利用につなげます。また、NPO法人東濃成年後見センターとの連携を強化し、支援活動を行います。</p>	<p>月別相談件数:約150件(実働・電話相談・来所相談・支援機関との相談) 利用実人数:約31人(高齢17人精神9人知的5人)</p> <p>○代理・代行支援:月に一度から二度の生活費払い出しや福祉サービス利用料等の支払い ○福祉サービス利用援助:役所の書類や利用している事業所の書類などの手続き等相談支援 ○ケース会議開催:関係機関との情報共有による現状把握と今後の支援の検討 ○相談支援:①本人、支援機関からの事業利用についての相談 ②本人と実施内容・実施状況について確認</p>	○	<p>課題 ・ニーズに対して配置されている職員が不足している。委託費が限られており、今後増えると予想される相談に対応していかない。 ・現在配置されている職員も兼務で、専任者がいない。 ・支援員の不足。</p> <p>○ 対応策 ・支援員については、関係者を通じて随時募集していく。 ・職員の体制については、対応策・解決策未定。</p>	【社会福祉協議会】

施策 番号	目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	R5年度(年度末実績)			
			実施内容	自己 評価	課題と対応策	担当課
基本目標5 持続可能な介護保険制度の運営						
62	介護離職防止に向けた環境の改善	<p>【事業概要】 介護離職防止に向け、各介護サービス見込み量に応じた介護基盤の整備を進め、必要なサービスが受けられる環境整備を行います。</p> <p>【取組内容】 公募等の方法により、施設整備計画に基づく介護サービス事業所の整備を行います。 ※施設整備計画:89ページ(第6章)参照</p>	<p>要介護者のニーズに応え、必要なサービスが提供できる体制を整えるよう、ニーズの高かったサービスについて、昨年に引き続き事業者の公募を行った。</p> <p>R5公募実績 (公募期間:令和5年4月20日(木)～令和5年5月18日(木)) ①小規模多機能型居宅介護 ②看護小規模多機能居宅介護</p> <p>ともに、応募者なし</p> <p>事業計画に記載のあった、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備計画、R5年度整備・定員20人について、建築資材の高騰により、R5年度整備・定員15人計画変更となった。 施設整備計画変更内容 介護老人福祉施設 R5(20人) → R6(15人)</p>	△	<p>小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護については、令和3年度より4回連続で応募事業者なしという結果になっている。</p> <p>令和4年度までは、情報発信を市のホームページのみとしていたが、令和5年度の公募については、より多くの方に目に止まるよう、日本看護協会のホームページへ掲載依頼を行い、公募情報の発信の手段を増やしたが、事業者の応募にはつながらなかった。</p> <p>事業所の整備が計画どおり進まないのは、建築資材の高騰に加え、介護人材の不足が大きく影響していることが考えられる。</p> <p>小・中学生を対象に、介護の仕事の魅力を発信する事業に加え、修学資金制度の周知の強化により介護人材の確保につなげたい。</p>	【介護保険課】
63	保険者機能強化推進交付金を活用した施策の充実・推進	<p>【事業概要】 保険者機能強化推進交付金の評価指標を活用し、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組みを推進します。</p> <p>【取組内容】 PDCAサイクルに沿って評価指標の達成を目指すことにより、地域課題への問題意識を高め、地域の特性に応じた取組みを通じて保険者の機能強化を図ります。また、交付金を活用し、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた施策の拡充や新たな事業を推進します。</p>	<p>・毎年の保険者機能強化推進交付金申請に係る評価を通じ、求められる体制整備を再認識するとともに、本市に不足している部分の改善に取り組んだ。</p> <p>・令和5年度分の交付金としては10,233,000円の交付を受け、自立支援・重度化防止等に係る事業の財源に充当した。</p>	○	<p>・評価項目の内容については、「在宅医療・介護連携」等、単年度での達成が困難な項目も多く、継続的な取り組みが必要。</p> <p>・他市町村の評価の状況と比較しながら、先進市町村の取り組みも参考に事業を推進していく。</p>	【介護保険課】 【高齢支援課】
64	介護相談員派遣事業の推進	<p>【事業概要】 介護サービス利用者が介護サービスの相談が気軽にできるよう、市内の介護保険施設等に介護相談員を派遣し、サービスについての要望や希望・疑問や不安などを聞き取り、施設や行政と意見交換をすることで、問題等の解決や介護サービスの向上につなげられるよう支援します。</p> <p>【取組内容】 介護相談員を定期的に介護保険事業所等へ派遣し、利用者との面談を実施していきます。また、新規開設の事業所への派遣を進めるとともに、月1回介護相談員連絡会を開催し、情報の共有を図ります。</p>	<p>派遣先施設の状況や、利用者の声等について情報交換を行うため、介護連絡会を実施。</p> <p>介護相談員数 6名 相談対話人数 884名 派遣先事業所数 52カ所</p>	○	<p>新型コロナウイルスの影響により、長期間派遣ができていない施設がある。施設の状況把握も兼ねて、年1回でも訪問していきたいと考えている。</p>	【介護保険課】 【高齢支援課】

施策番号	目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	R5年度(年度末実績)			担当課																																										
			実施内容	自己評価	課題と対応策																																											
65	「中津川市介護給付適正化計画」の推進	<p>【事業概要】 「中津川市介護給付適正化計画」を策定し、給付費適正化主要5事業を推進します。</p> <p>【取組内容】 1. 要介護認定の適正化 要介護認定の調査内容について市職員等が書面等の審査を通じて点検することにより、適正かつ公平な要介護認定を確保します。原則として新規・変更・更新のすべての認定調査を、市職員が直接調査を行う体制を維持します。</p> <p>2. ケアプラン点検 介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容について調査を行い、点検及び支援を行います。個々の受給者が真に必要なサービスを提供するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。</p> <p>3. 住宅改修・福祉用具実態調査 居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状況確認または工事見積の点検を行い、竣工後に訪問調査等による施工状況の確認を行います。更に、福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検します。</p> <p>4. 医療情報との突合・縦覧点検 後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。また、受給者ごとに複数月にまたがる支払情報を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。</p> <p>5. 介護給付費通知 利用者本人(または家族)に対し、サービスの請求状況及び費用等について通知します。</p> <p>※指標・実施目標は計画72ページ参照</p>	<p>1. 要介護認定の適正化について</p> <table border="1"> <tr> <th>令和5年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> <tr> <td>書面チェック</td> <td>全件</td> <td>全件</td> </tr> <tr> <td>認定調査体制</td> <td>直営</td> <td>原則直営</td> </tr> </table> <p>2. ケアプラン点検について</p> <table border="1"> <tr> <th>令和5年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> <tr> <td>書面チェック</td> <td>30件</td> <td>61件</td> </tr> <tr> <td>訪問チェック</td> <td>10件</td> <td>51件</td> </tr> </table> <p>3. 住宅改修・福祉用具実態調査について</p> <table border="1"> <tr> <th>令和5年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> <tr> <td>住宅改修</td> <td>書面チェック</td> <td>全件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>訪問チェック</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>福祉用具</td> <td>書面または訪問</td> <td>50件</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>書面全件訪問0件</td> </tr> </table> <p>4. 医療情報との突合・縦覧点検について</p> <table border="1"> <tr> <th>令和5年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> <tr> <td colspan="2">医療情報との突合・縦覧点検</td> <td>全件</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>全件</td> </tr> </table> <p>5. 給付通知については、国の適正化主要事業から除外されることが決定したため、今年度の実施は見送ることとした。</p>	令和5年度	目標	実績	書面チェック	全件	全件	認定調査体制	直営	原則直営	令和5年度	目標	実績	書面チェック	30件	61件	訪問チェック	10件	51件	令和5年度	目標	実績	住宅改修	書面チェック	全件		訪問チェック	24件	福祉用具	書面または訪問	50件			書面全件訪問0件	令和5年度	目標	実績	医療情報との突合・縦覧点検		全件			全件	○	<p>・すべての項目において書面でのチェックを実施し、疑義が生じた案件については、事業所や担当ケアマネジャーに照会を行うことで給付の妥当性を確認し、適正な給付に寄与することができた。</p> <p>・一方で、訪問によるチェックについては、書面によるチェックの段階で、写真や図面、理由書による説明により、疑義を生じるものが少なく、対象となる案件が少なかったため、目標数値を達成できない状況となったが、適正な給付をチェックするという目的については達成できていると考える。</p> <p>・ケアプラン点検については、職員の異動が頻回なため、知識の習得が追いついておらず、外部委託頼みとなっており、知識豊富な専門職の配置を期待する。</p> <p>・給付費通知については、コストに見合った効果を生むか、疑義があったが、国の適正化主要事業をから除外されたので、未実施とした。</p>	【介護保険課】
令和5年度	目標	実績																																														
書面チェック	全件	全件																																														
認定調査体制	直営	原則直営																																														
令和5年度	目標	実績																																														
書面チェック	30件	61件																																														
訪問チェック	10件	51件																																														
令和5年度	目標	実績																																														
住宅改修	書面チェック	全件																																														
	訪問チェック	24件																																														
福祉用具	書面または訪問	50件																																														
		書面全件訪問0件																																														
令和5年度	目標	実績																																														
医療情報との突合・縦覧点検		全件																																														
		全件																																														
66	事業所の指導・監督	<p>【事業概要】 介護サービス事業所への指導・監督を適切に行い、介護サービスの質の向上と給付の適正化を進めます。</p> <p>【取組内容】 国の指針や市の要綱に従い、事業所の指導・監査を行います。また、市所管事業所に対しては、指定期間中に1回以上定期的な個別指導を実施します。事業所に対しては、必要な情報提供を迅速に行い、適正な事業運営を支援します。</p>	<p>県や国からの情報提供については、関係する機関に、遅滞なく周知を行うことができた。また事業所からの質疑・照会についても、可能な限り速やかに助言、回答を行うことができた。昨年度から再開した、事業へ赴いての実地指導については、今年度は16事業所(重複あり)に対して実地指導を実施した。</p>	◎	<p>新型コロナウイルス感染症により、3年間実施が見送られてきたことにより、運営指導を経験したことのある職員が減少し、指導に関する技術や知識が失われた。より多くの職員に運営指導を経験させることに加え、運営指導に関する研修に参加することにより効果的な実地指導が行える体制の構築を目指したい。</p>	【介護保険課】																																										
67	要介護認定を行う体制の計画的な整備	<p>【事業概要】 適正な要介護認定を実施するための体制を確保します。</p> <p>【取組内容】 認定調査の質の確保や平準化のため、原則として市職員が直接調査を行う体制を維持します。認定調査数の見込みを把握し、必要な調査員を確保します。また、認定調査員には必要な研修を受講させるなど、調査の質の向上を図ります。</p>	<p>遠方の施設へ入所している方や、一時的に遠方のご親族の元へ身を寄せている方を除き、原則直営にて認定調査を行っている。調査内容に疑義が生じた際などは、調査員同士で話し合いを行い、調査結果に個人差が生じることが無いよう務めている。また、調査員の知識レベルを保つため、各調査員に対しeラーニングによる研修の受講を義務化している。</p>	○	<p>現在欠員が出ている状況であるが、業務の困難さから、募集をかけても応募がない状況である。安定した業務運営のために、職員のレベルアップを目指すとともに、調査員の処遇改善を図ることにより、人材の確保を行いたい。</p>	【介護保険課】																																										
68	文書負担軽減に向けた取組み	<p>【事業概要】 介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、介護サービス事業所の提出書類についての簡素化や標準化に努めます。</p> <p>【取組内容】 国の示す方針に基づき、個々の申請様式・添付書類の簡素化を行います。また、指定申請関係文書様式の標準化を行います。</p>	<p>事業所の事務負担の軽減を図るため、各種届出や申請にかかる提出書類について、原則押印不要の取り扱いとした。各種の申請様式や添付書類については、国の示した標準様式に準拠したものとなっております。</p>	○	<p>法令等の変更や、国から通達に対し、迅速に変更を行うことが肝要であるので、変更にかかる情報提供等を見落とすことが無いよう注意深く事務を行って行く。</p>	【介護保険課】																																										
69	介護人材の確保	<p>【事業概要】 将来的な介護人材の育成や確保に向け、若者への介護に関する情報提供や資格取得の支援を進め、市内介護事業所への就職につなげていきます。</p> <p>【取組内容】 市内小中学生に対し、介護現場の見学・体験をってもらう機会を提供し、介護の仕事に対する理解促進を図ります。また、市内福祉系高校で介護福祉士を目指す者を支援し、市内介護事業所への就職につなげる取組みを行います。</p>	<p>介護福祉士修学資金の貸し付けについて、坂下高校の通う1年生から3年生の生徒合計5名に対し貸付を実施(うち新規貸付者は1名)今年度卒業予定の貸付者3名のうち、1名は市内の介護事業所へ就職する予定。また1名については、進学となったが卒業後、地元に戻って介護事業所に就職の意向を示しているため、返済を猶予中である。もう1名については、恵那市の介護事業所への就職となり、返還請求を行いました。</p>	○	<p>令和5年度、坂下高校の福祉課へ進学予定のものは、13名と、昨年度(5名)よりは改善したが、募集定員25名を下回る状況が続いている。制度の周知の強化を図ることで、同校への進学の後押しをしたい。</p>	【介護保険課】																																										

施策 番号	目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	R5年度(年度末実績)			
			実施内容	自己 評価	課題と対応策	担当課
70	介護現場革新等の取組みの強化及び周知	<p>【事業概要】 介護現場における業務仕分けや介護ロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善等の介護現場革新の取組みを支援します。また、取組みの周知により、介護現場のイメージ刷新を図ります。</p> <p>【取組内容】 国・県等と連携し、取組みの好事例や補助金情報等、取組みに資する情報提供を積極的に行います。また、介護現場の見学・体験の機会を提供する等周知を行い、介護の現状についての理解を図ります。</p>	介護現場革新を図るべく岐阜県の実施する「介護ロボット導入促進事業費補助金」について、の情報提供を行うとともに、介護ロボットの無償貸与(試用)制度に関する情報提供を行いました。	○	既存の情報を、提供するのみという一方通行の取組みとなってしまう。 事業所からの補助金獲得にかかる相談や、機器導入における有用性などの相談を積極的に受けつける(体制があることをPR)することで、取組みを加速させる必要がある。	【介護保険課】